

第二百七十四条 (略)

2513 (削る)

第二百七十五条 (略)

17 木曾川水系土地改良調査管理事務所に、犬山頭首工管理所を置く。

同ページ改正前欄終りから一七行目の前に次を加える。

(西奥羽土地改良調査管理事務所)

第二百六十九条 (略)

17 西奥羽土地改良調査管理事務所に、最上川支所及び村山北部支所を置く。

(利根川水系土地改良調査管理事務所)

第二百七十一条 (略)

2519 (略)

20 利根川水系土地改良調査管理事務所に、鬼怒川支所、大利根用水支所、赤城西麓支所及び利根川中流支所を置く。

(西北陸土地改良調査管理事務所)

第二百七十四条 (略)

14 西北陸土地改良調査管理事務所に、早月川支所を置く。

(木曾川水系土地改良調査管理事務所)

第二百七十五条 (略)

17 木曾川水系土地改良調査管理事務所に、犬山頭首工管理所及び中勢支所を置く。

三一九ページ改正後欄終りから八行目の前に次を加える。

(資源管理推進官の職務)

第五百五十八条 (略)

同ページ改正前欄終りから一二行目の前に次を加える。

(資源管理推進官の職務)

第五百五十七条の二 (略)

三三〇 改正前欄 門司植物防疫所 門司植物防疫所 終りから 福岡空港支所 福岡支所 福岡空港支所 岡空港出張所 港出張所

令和六年五月二十八日農林水産省告示第千四百八号(保安林の指定をする件)

(原稿誤り)

四四一〜二二二神

十二神

正 誤

令和六年三月二十九日(号外第七十九号)公布農林水産省令第二十号(農林水産省組織規則の一部を改正する省令)

(原稿誤り)

三二四ページ改正後欄四行目の次に次を加える。

(西奥羽土地改良調査管理事務所)

第二百六十九条 (略)

2516 (略)

17 西奥羽土地改良調査管理事務所に、最上川支所を置く。

(利根川水系土地改良調査管理事務所)

第二百七十一条 (略)

2519 (略)

20 利根川水系土地改良調査管理事務所に、鬼怒川支所及び利根川中流支所を置く。